

総務常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和2年11月5日(木) 第1委員会室
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 竹内光義副委員長 岡村信吉 福山権二 田部道男 山田聖三
3. 欠席委員 な し
4. 事務局職員 谷川祐貴議会事務局主事
5. 説 明 員 な し
6. 委員外議員 な し
7. 傍 聴 者 2人
8. 参 考 人 庄原市戦没者遺族会 会長 井澤聖昭
庄原市山内地区原爆被害者の会 会長 土井昭二
庄原市自治振興区連絡協議会 会長 井上清憲
庄原市社会福祉協議会 会長 山内文雄
庄原老人クラブ連合会 会長 住田鉄也
庄原市地域女性団体連絡協議会 会長 佐藤浩子
庄原地区労働組合センター 議長 堀井慎一郎
庄原民主商工会 会長 松浦久夫

9. 会議に付した事件

1 平和条例について

午前10時00分 開 会

- 赤木忠徳委員長 　　ただいまから総務常任委員会を開会いたします。本日の会議でございますけれども、傍聴、写真撮影、録音を許可しております。
-

1 平和条例について

- 赤木忠徳委員長 　　本日は大変お忙しい中、ありがとうございます。我々総務常任委員会は、被爆70周年のころから平和条例について研究してまいりました。広島市においても小学生のアンケートで原爆が落とされた8月6日を知らない子が非常にふえてきております。先日も広島市の市議会にお話を聞きに行かせていただきましたけれども、被爆75年のことし、証言をいただく方が少なくなってきて、もう我々としては、タイムリミットの時期だなという思いがしています。沖縄の糸満市にお伺いしたときに、被害を受けた方、その現状を知られる方々の記録をビデオメッセージに残して後世に残していくという活動もされておりました。また、関東に行きますと、被爆者を中心にして平和条例が多く市の町で制定されています。広島県においては、いまだに平和条例が成立した市町がありません。なぜ広島県にそういう平和条例ができなかったのか。平和条例がなくても、平和行政についてはいささかの問題もないという意識の中で施策がされてきたのだらうと思っております。被爆県として、今、

我々が行動しないとなかなか平和関係に関する予算が少なくなって、教育もおろそかになっていくということを危惧して、我々、庄原市議会として平和条例策定に着手いたしました。平和というものについては、政党を超えて人類皆が願うものでございまして、政治活動で物事をするのではないと私は思っております。そこで庄原市の平和条例を制定するに当たりまして、白紙の状態で皆さんの御意見をいただきながら、市民とともに条例を策定したいという思いできょうに至りました。皆さんの御意見を条例の一部に入れさせていただきたいという思いでございますので、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。それでは、これからは着座のまま失礼させていただきます。それでは、井澤さんから自己紹介をお願いします。

- 井澤聖昭参考人 庄原市戦没者遺族会の会長の井澤聖昭と申します。
- 土井昭二会長 山内町の土井昭二と申します。広島で被爆しまして、山内に被爆の墓があるのですが、そこらの管理をしています。
- 山内文雄参考人 庄原市社会福祉協議会の山内です。よろしくお願ひいたします。
- 松浦久夫参考人 庄原民主商工会の会長しております松浦と申します。よろしくお願ひいたします。
- 住田鉄也参考人 庄原市老人クラブ連合会の会長をいたしております住田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 佐藤浩子参考人 庄原市地域女性団体連絡協議会の佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 井上清憲参考人 庄原市自治振興区連合会の会長を務めております井上清憲と申します。よろしくお願ひいたします。
- 堀井慎一郎参考人 庄原地区労働組合センターで議長を務めさせていただいております堀井と申します。よろしくお願ひいたします。
- 赤木忠徳委員長 皆さんから御意見いただくのですが、平和条例に対してだけでなく、皆さんの日ごろ思っていることも含めて、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。ことしはコロナの関係で平和祈念式典が縮小されたということでございます。我々も参加しておりません。
- 井澤聖昭参考人 今、委員長さんがおっしゃいましたように、ことしは新型コロナウイルス感染症防止のために、県内でも市の主催の追悼式並びに平和祈念式典というのは、何市かあるわけなのですが、特に庄原市の場合は、終戦50周年の節目の年に当時の八谷市長から市長室に呼ばれて、これから将来、世代交代して若い世代になっていくのに、永久的に戦没者の供養と恒久平和維持のために、国が毎年武道館で8月15日にしている式典方式にしたらどうだろうかと思うので、ひとつ遺族会の同意を得てくれということでありました。御参考までに申し上げますが、当時の八谷市長、たまたま、長年、永山忠則先生の秘書をしておられた関係上、当時、庄原市に国からの地方交付税の金額と戦没者遺族に対する国家補償の金が庄原市に入る金が地方交付税を上回っているような、当時は、25年前となるとそういう時代であったのですが、そういうことでありますので、これは遺族会が社協と一緒に慰霊祭などをやるよりか、庄原市が主催でして、将来、委員長が申されましたように、きょうの趣旨のようにならなくても、恒久平和を祈念するための記念式典という形にしたらどうだろうかということが、市長から提案ございまして、私も大変、ありがたいことだと理解しまして、今日に至ったわけなのですが、余談なこと申し上げて恐縮でございましたが、毎年、庄原市においては、終戦70周年のときに

は、市民の方700名の御参列をいただいて執行していただいていたのですが、年によっては600名ぐらいの式典であったのですが、ことしはコロナの関係で、一時、担当課長から中止にしたらどうだろうかというようなことがありましたので、75年の節目の年であるから、ぜひ12月31日でもいいから、コロナが終息するかどうかわかりませんが、できる限り、庄原にコロナがその時点にも発生してなかったのを、ぜひ、中止にはしないでくださいということを担当課に再三お願いいたしまして、結論的には、庄原に4名コロナが発生したために、中止をやむを得ないだろうと課長から言われたので、どうしても中止にされるのなら、4名からクラスターも出ていないし、しばらく収束しているので、時期をずらしてお願いしたいということで、10月20日なら市長もとれる、5月は議会があるから、例年8月の盆明けであったのですが、延期してやろうというようなことで、10月にしていただいたのですが、人数を縮小して市も市長、副市長、議長さんと教育長、5名の出席ですすからと言われたので、遺族会で支部長会議をしたら、市が5名になると平和式典の意義をなさない。ただ、戦没者に対しての追悼式のみであるので、今まで支えていただいた協賛団体、応援団体の代表の方がせめて御出席いただいたらどうだろうかということが支部長会議でありましたので、偶然に大原副市長から声をかけられたときに担当課がこうおっしゃるのですが、遺族会の支部長会議では、できることなら協賛団体応援団体の代表の方だけは、ご参列いただいて執行していただきたい。人数は縮小する分でもいうことで10月20日に皆様方御案内のとおり、実施していただけたということは、担当課、関係機関の皆さん方には感謝申し上げます。なぜそんなに長いことを申し上げたかということ、後にまた発言させてもらいたいことがありますので、そういうことで、ことしはそういう状況の中で式典をしていただいたということは、私も新聞で表現しましたように、ただ、戦没者の追悼式のみならず、きょうの趣旨でありますいつまでも平和が続きますように、恒久平和を祈念するためには、若い世代の皆さん方に、戦争を知らない世代の人に戦争の悲惨さを十分認識していただいて、二度と戦争を起こさないための活動を私も昭和60年から遺族会の関係に世話をさせていただいているのですが、ただ、国家補償だけでなく、どこまでも戦争を二度と起こさないというための運動を続けて、今日まで切磋琢磨したという思いでおりますので、長くなったのですが、遺族会の立場としては、そういう思いで我々は活動しておりますので、ぜひぜひこのような条例もそういうことも含めた条例の制定に向けて、皆さん方の貴重な御意見を伺えばと思っけてきょう出席をさせていただいた次第であります。大変貴重な時間、長々と余談なことを申し上げたのですが、御理解ください。ありがとうございました。

○赤木忠徳委員長　　続きまして、山内地区の原爆被害者の会の会長、土井さんお願いしたいのですが、原爆友の会というものが各地にあったのですが、高齢のため、ほとんどの会が解散してしまいました。今あるのは、山内地区と三次地区に原爆二世の会、この会のみになってしまいました。これまで山内地区は、皆さんの体験記を3冊にわたってまとめられました。我々がいろいろ調べますと、被害者が芸備線に乗って各地区に降ろされて、そこでその地元の方が大変苦勞されながら看護された。東城まで行っています。東城の女学生もそういう形に従事したということもありますので、このことについても庄原市の市民が忘れてはいけないことだろうと思っておりますので、そこらも含めて、会長さん、何かございますか。

○土井昭二会長　　山内へ被爆した人がたくさん降りられました。車に乗せる人や歩く人で長い行列。

それから学校の離れにありました作業室へ、下に軽い人、上に重い人。みんなで看護してもらったりしたのですが、その時に重い人は次々と死んでいくので、その人を山へ持って行って焼いて墓をつかったわけですが、その維持を現在、皆でして毎年、原爆の日には参って慰霊をしているところでございます。それで原爆というものがこれほど恐ろしいものかということをお話しながら、その日を終わるようにしております。これは大体続けていかなければいけないと思っております。

○赤木忠徳委員長　　大変、努力されているということは我々も肝に銘じております。ありがとうございます。続きまして、山内さん、社会福祉協議会でございます。先日、平和記念資料館に行きますと山内地区社会福祉協議会が被爆の惨状というものをまとめられておりました。その当時から社会福祉協議会が携わっておられたという歴史もありました。そここのところが、我々どのようにつながっているのかもわかっておりませんので、そこも含めながら、いろいろ現状も含めて思いを語っていただけますか。

○山内文雄参考人　　現在の社協の事業として、直接的にそういう事業が今つながっているかというところは、恐らくほとんどない。理念的には追悼式とか、そういう場合は、遺族会等と共催でやらせていただきますので、理念的にはそういった原爆死没者の追悼という意は入っていると思うのですが、今我々やっている社協、あるいは福祉の一番大きなやはりウエートは、高齢者の方を中心に住み慣れた地域で最期まで暮らせるような、こういった仕組みをつくらう。これが今までの地域包括ケアシステムなのです。それに加えて今新たに国が推奨しているのが、地域共生社会の実現。理念的には一緒なのですが、高齢者主体にしたシステムと今度は全世代型の地域共生社会という流れが大きく、一言で言えば、もう地域中心、在宅中心の福祉に変わっているのです。そういう視点で、今、我々は事業をやらせていただいているのですが、社協として一番気になるのが、こういう流れの中で庄原の地域はどうなっているのかというときに、非常に厳しい。挙げれば切りがないのですが、生活交通問題、学校問題、あるいは地域産業の問題、あらゆる課題が行政においても、当然、財政的に厳しい中で交付税のような問題もどんどんマイナス傾向がある。1にも2にも人口がどんどん減っている庄原の中で、これから5年後、10年後、20年後どうなるのかという、そういうところが地域福祉の視点でも一番大きな問題意識を持っているという思いで、地域の中の助け合いの仕組みづくりが今一番我々大きな仕事なのです。そういう中で、今回の平和条例のお話を聞かせていただいて、もちろん理念的には、世界平和を否定するものでももちろんありませんし、趣旨は大いに賛同するわけですが、庄原市の関係団体、あるいは行政も含めて、今何をすべきかというところで、この平和条例の話も議論させていただきたいという思いできょうは出席しましたので、また後ほど言わせていただきます。

○赤木忠徳委員長　　続きまして、民主商工会の会長、松浦さん。

○松浦久夫参考人　　庄原民主商工会の松浦と言います。私どもの商工会のお話も取り込んで進めていきたいと思いますが、民主商工会は大体父ちゃん、母ちゃんという家族経営を中心として5人以下の従業員からなる小規模な企業での集まりでございます。そういう中で全国には16万から17万の会員、県下では4,700人から4,800人の会員がおります。平和こそ商売繁盛、暮らしと商売を守れという理念で、商売を通じて戦争法にも反対してきました。平和を訴えて懸命に頑張っているところでございます。そういう中で、原水爆禁止の運動はもともと民商会員の動きがきっかけで始まったと聞いております。これは、水爆実験で魚が敬遠されて商売が成り立たなくなった業者がこのことを危惧しま

して、この会員が実験をやめてほしいと米国大統領に手紙を出したことがきっかけで、この運動が始まったと聞かされております。そういう中で、戦争のために商売を犠牲にされたくないよということ念頭に、広島民主商工会では、核兵器廃絶と恒久平和を訴えて、毎年、平和行進ですとか、それから原水爆禁止世界大会に参加しております。そういう中で全国の民主商工会連合は毎年、会員を4ブロックに分けて、数千人規模で総会を実施しております。こういう中で情報交換をしているわけなのですけれども、特にこの庄原市の平和思想とか取り組み、運動というものがこの庄原地域から発信されて、平和条例を制定に大賛成をしておりますので、これをきっかけに発信して、全国に平和条例制定を水平展開できたらなという思いで今回、参加させていただきました。個人的にはまた後ほど発言をさせていただきたいと思っておりますので、今回、あいさつ程度で締めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長　　これまでの活動について、我々も勉強させていただきました。続きまして、戦争を見て感じられた年代の老人クラブ。やはり戦前のことをよく知っておられる方ばかりがおられるわけですが、住田会長、何かございますか。

○住田鉄也参考人　　きょうこうして総務委員会で平和推進条例の発議であるということを知り、非常に感動といいますか、そういうものを覚えたところでございます。老人クラブは御案内のとおり、今の市の3万4,000人余りの中で、1万4,700人ぐらいいらっしゃいますが、その中で現役を除いて、ほとんどの方が加入されておられる。約6,000人余りの会員さんがいらっしゃるわけですが、いつもこの平和とそして戦中、戦後のことについての語りべというものは、いわゆる世代間交流を通して、子供たちに伝承の責務を負っているいろいろと語り合い、そのことを語ることによってまた元気を出しているところでございますが、先ほど遺族会の会長さんからいろいろ話があって重なる部分もありますが、何としまして我々として、いつも思いをはせておりますのは、あの壮烈な戦争戦火の中で、尊き命が奪われ、失われてきた。その悲しい悲惨な歴史が風化されてはいけないのではないかとこのことを語っています。つまり、そこには再びそういう戦争戦火が起きることのないように常に悲惨な歴史ではあるけれども、その悲惨な教訓を何としまして次代に後者にしっかりと伝えて継承していかなければならないということが我々の責務であるということも常に課されているところでもございます。こうした議会を通して、そういうことをやるということ、この営みそのものがいわゆる今日、この平和の享受を受けていると、幸せと一方ではそういう悲惨な状況がありました。とりわけ戦没者の方への追悼ということに思いをはせますときに、恒久平和を何としましてその悲惨な歴史を通して思いをはせて、この恒久平和を念願し、希求していかなければいけない。その営みこそが一番大事なことなのだとこのところで、いろいろとそこで市民性というものがだんだんとそういうところへ培われて、大きく培われていくのではないかと。このことが一番大切だということをお話するところでございます。一方では、まちづくり基本条例ができたわけでありまして、今日、人口構造の変化の面から言いましても、いわゆる超高齢化、人口減少と社会がもう既に到来して非常に厳しい状況でもあります。同時にまた、そういった中で多様な生活ニーズがお互いにあると、非常に厳しい社会環境の中にあるとも言えるわけでもございます。今こそ共に声をかけ合って支え合って、助け合って、協力し合っていくというまさに自助、互助、共助、公助。この4つの中で、まちづくり基本条例もそこを協働の原則というところでうたっておりますけれども、ここにおいてまちづくり基本条例と平和推進条例というものが

合致して制定されたらこれはすばらしいことだなという思いもしているところでございます。何としてもみんながそのことを通して、この推進条例なり、まちづくりの基本条例のことを入れた中で、我々の願いであります、健康で生きがいある生活の実現、つまり、安心安全の自分、家庭、地域。そして、全体の市域の中でそのことが確立される環境が醸成されれば、平和推進条例がやはり一番の礎になるのではないかと考えておりますので、どうかそういう意味合いで、まちづくり基本条例の精神もしっかり入れながら、この平和推進条例というものをぜひとも市民代表でいらっしゃいます各議員の発議というところでも大きな意義があろうと思います。どうか実現されますことを、我々も可能な限り、そういった面でいろいろ思いをはせて頑張っていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○赤木忠徳委員長 ありがとうございます。それでは、女性会の佐藤会長、女性の立場も含めて、人間として、やはり母親として、その思いも強いと思われまひますので、発言をお願ひしたいと思ひます。

○佐藤浩子参考人 女性会は、広島県で設立されたのが昭和23年なのです。まだ広島市が原爆の焼け跡のまま、荒廃した中で女性たちが立ち上がったのです。大きな目標が世界平和の希求、男女平等、社会福祉の向上と、3つの大きな目標を持って広島市で立ち上がりました。それからすぐ会員たちも広島県下でも声をかけて、庄原市でもその次の年には、婦人会が立ち上がりました。広島県で15万人の女性たちがそういう目標に向かって立ち上がったのです。今は高齢化で少なくなりましたが、その先人たちの熱い思いは、ずっと引き継いでこの72年間やっているのです。いろいろな形をとってきているのですけれども、昭和23年に設立して、3年後には、女性だけで世界大会を広島で開いたのです。世界平和の希求ということで、そのときに発せられた宣言文がすごく心に響いたのですけれども、人間の最大の幸福は、平凡な日常生活にあると宣言されたのです。私はそれを読んだときにすごく体が震えたのです。本当にみんながそういうことを望んでいるわけです。毎年、勉強会を開いたり、外部で催される学習会に行ったり、最近、被爆の伝承者がいらっしゃいますよね。その方の話を聞いたりしているのですけれども、広島県各地でやっているのですが、ことしは庄原市で12月8日にしようと思ひますけれども、そんな折に、きょうのこういう会に呼んでいただいて、私は本当にうれしかったです。今までやってきたことをここでお話しさせていただいたり、女性たちの願ひだということをお話して女性たちだけではないですけれども、女性会が発足したときの思いをずっと受け継いで活動しているということをお話させていただければと思ひます。

○赤木忠徳委員長 我々も認識不足でした。昭和23年に発足されたという形で御苦労があったのだらうと推測させていただきます。ありがとうございます。続きまして、自治振興区の井上会長。やはり、今、住民の活動は自治振興区を中心に物事をなされております。そのことで市民の皆さんのお気持ちもかなり集約されていると思ひますので、その点も含めながらお話を聞きたいと思ひます。

○井上清憲参考人 自治振興区連合会の井上です。他地域に先んじて、議会でこういった平和推進の行動を起こされたということに敬意を払いたいと思ひます。振興区もいろいろな課題を抱えながら、取り組んでおりますが、やはり平和の基盤の上に立って、そして、振興区の活動ができているということは、先人たちが築いてこられたそういった平和を改めて認識しながら、活動しているという思いをしております。22の振興区が市内にあります。構成しているのは、小さな振興区であれば200人代、大きいところでは数千人と基盤が違ひますので、一律に振興区をそれぞれ評価するというのは難しい

部分があろうかと思っております。よって、そういった形で地域課題もそれぞれまた一律でないという状況もあったりして、1つにまとめて共有した活動するというのは、難しい問題も抱えているということが実態でございます。とりわけ振興区全体で共通した課題というのは、高齢化の進行、それから少子化の進行ということで、そういった人口が減ってきているという中で、やはりそういったことをもとに地域が疲弊してきておる。そこを何とか食い止めないといけないということで、それぞれの地域に合ったいろんな形を、今、とっていただいております。そういうことで、いずれにしても振興区の実態は、やはり地域住民が平和で、そして、安心して安全にこの地域で暮らせる、そういう基盤づくりを今後ともしっかりと取り組みを進めて、この庄原で生まれて育って、最期を迎えてよかったという地域社会をつくっていききたいということで、それぞれの機関といろいろと連携をとらせていただきながら、今後も取り組みを進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○赤木忠徳委員長　　いずれにしても、平和がまずあって、その中で、いろいろな施策をやっていくというのが基本だろうと思えます。今後とも御指導よろしくお願ひしたいと思えます。それでは職員の立場でこの平和条例についても思いもございましょう。議長の堀井さん、お願ひします。

○堀井慎一朗参考人　　庄原地区労働組合センターということで、主に平和活動、平和に対する運動というものを進めている労働組合の集まりということになります。官民間わず庄原市内にあります各組合が結集して組合のセンターというものを運営をしている状態でありますけれども、現在、年間2回ほど、皆さん御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、平和の火リレーと草の根平和行進ということで活動をさせていただいております。私もこの運動に携わってまだそう長くないですが、昔は中学校の生徒が平和の火のリレーを先生と一緒に走られたとかいうこともあったように聞いておりますが、現在で言いますと、やはり教育の現場の中で、そういった組合が主体という部分もありますので、なかなかそういったところに生徒さんが参加をされたりとかということは難しくなってきています。特に民間の組合は組合員の減少でありますとか、平日に行うことが多い事業でありますので、そういったところへの、仕事を休んでいただいでての参加を求めていくのは今、非常に難しい現状であります。しかしながら、組合の立場としましても若い世代の職員はもとより、市民の方にもそういった活動を通じて、平和運動、恒久平和を進めていく責任というものを感じていただきたいという思いを持って進めているところであります。今回、庄原市においても平和条例をつくっていただくということでお呼びいただきました。組合という立場ではありますけれども、私たちのこの活動が広く市民の方にも認知していただいで、また、市民の方の参加も今後いただける、そういったことにつながっていくような条例というものをぜひつくり上げていただければと思います。

○赤木忠徳委員長　　教育と組合の活動という形でなかなか難しいところがございます。関東の藤沢市は平和基金条例というものをつくって、平和大使という制度をつくりまして、広島・長崎に派遣をして、それを学校に帰ってフィードバックして、生徒さん同士で討議をするというようなシステムをつくっておられます。教育に対して、普遍性が必要なところもございまして、平和に関してなかなか理解ができないところもあって、広島市もそうなのですが、原爆の日を知らないという子供たちがふえてきたということもございました。我々8月6日は登校日でした。現在登校日でなくなってきています。そういうことも含めて、どのように子供たちに伝えていくか。これが大きな課題だということで、広島県では、今まで平和条例が1市もできていません。ぜひともつくろうということでこの

前も広島市で行かしていただいて、広島市は3月議会に案を提出して成立する運びになっております。我々、来年4月には選挙がございますので、3月なかなか難しいということで、先に12月に提案していくという形の御了承を得てまいりました。やはり、広島市等が今後とも、行動をともにしていかななくてはいけない立場だろうと思っておりますので、その点も踏まえて、我々、行動しているのですが、きょう、委員がおりますので、委員の思いも聞いていただいて、また後ほど御意見いただこうと思っております。

○竹内光義副委員長 皆さんの話聞いていると、我々の思いと皆さんの思いが多分一緒だと思います。それは今こうやって話をしながら、先ほど委員長から冒頭に話がありましたように、僕もそういう世代です。東城の女学院に、全然記憶はないのですが、僕の自宅の裏はすぐ女学校です。かなりの生々しい話を聞きました。私は記憶もありません。だから、2世でもないのですけれども、そういう世の中で育ってきて、今日になって我々がこうして、庄原で平和条例をつくろうという本当に熱い思いは、多分皆さんの協力があるからだと思います。話を聞かしてもらいました。非常に厳しい道のりもたくさんあります。話を聞きながら、最終的には佐藤さんがおっしゃったような平凡な生活ができる、そういう社会を庄原市でもできたらいいなというその一端で、このことが実現できればなという思いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福山権二委員 今、紹介があった被爆体験記、土井さんたちと一緒に地域でこういう取り組みを進めていきまして、いろんな意味で戦争体験とか平和を求めるといった気持ちを基盤にしているいろんなことができると思うので、ぜひこの取り組みは積極的に進めていきたいと思っております。

○岡村信吉委員 平和条例の制定ということで随分協議を進めてきたのですが、今も皆さんから意見があったようにやはり被爆から75年経って、戦争知らないものばかりの世の中になってきたという実態が一番怖いのではないかと。やはり平和条例をもとにして、戦争は二度といけないよ、ああいう悲惨なものは絶対避けたいといけないという1つの考え方を市民の皆さん全員に思い起こしていただいて、これをやるためには、行政においても平和条例という1個のしっかりした基本がないといけないという思いで、私は必要と思ひ自分の考えをまとめてまいりました。子供たちが戦争知らないという意識の中で、世の中が進んでいっては、やはり薄れていくということがありますので、平和には戦争はいけないという意識を強く植えつけていただきたい。そういう思いです。

○田部道男委員 私は昭和23年生まれですが、いろいろな慰霊式とか、老人クラブの敬老会などに参加してみても昭和17、8年に生まれたお兄さんのような人が特攻隊で行かれたりというような状況を感じ覚的にわかっているのですが、子や孫というところになると、そんなところが希薄になっていると思いますから、今、岡村さん言われたように、75年を機に100年経ってますます希薄になるよりは、改めてこの時期に平和条例を基本として、市民の意識共有がなされるようなきっかけになる方向での条例をという思いで、いろいろ視察に行かせていただいております。

○山田聖三委員 広島県に条例がなかったというのは、やはり被爆県でありますから、条例がなくても行政の予算がつき、そして、いろんな具体的なものが進んでこられたと思っておりますが、先ほどからありますように、75年を過ぎて誰もが戦争を知らない世代になってきたときに、行政として事業を行うのに、やはり条例がないとそれに基づいて事業をしているとかという予算づけをしても、基本的なものが必要ではないかなと思っております。大もととなる条例をつくって、それに基づいて行政も

執行していくという流れを今つくっておかないとただ単に、庄原市も非核平和都市宣言がありますが、その宣言だけに基づいてやるというのは、やはり今の時代無理が来ているのではないかなと思いますので、そうしたしっかりした条例に基づいて行政も執行しているというところに意義があるのではないかなと思っております。

○赤木忠徳委員長　きょうの趣旨は、皆さんの御意見をいただくということが中心でございますので、以後は委員の発言は控えさせていただいた中で、皆さんの御意見を中心にお聞きしたいと思います。山内会長、思いがあると思われまますので。

○山内文雄参考人　もちろん平和に対する思いは全く同感ですし、異論があるはずはないのですけれども、きょうのテーマである条例化という問題について、私も多少、調べさせていただくと委員長も発言なさったように広島県ではまだゼロだし、全国的にも恐らく関東のほうが多いと聞きましたけれども、まだ、数的にはそう多くないと思うのですけれども、条例化するということと平和行政ということがどう結びつくのかというときに、昨年の調査なされた報告書にも庄原市も少なからず平和行政を今までもやってきているわけですし、そういう状況の中で、今条例化することでどう変わるのかという、根拠ができるという意見もありましたけれども、県内、被爆都市である広島市でさえまだ条例化してない。今動きが出て、3月議会を目指しておられるようすけれども、そういう中で、なぜ今、庄原市が条例化なのか。例を見ますとこれは理念条例ですよ。先ほど住田会長が例に挙げられたように、庄原市のまちづくり基本条例、もう5、6年ぐらい経つと思いますけれども、あれもどちらかといえば理念条例的なところがあるので、私も多少関わらせていただいたのですが、あの条例でさえ、まちづくりの最高規範だと書いているのだけれども、あれが今行政の中で、議会の中でもしっかり定着して、それを根拠にまちづくりをしているかという、私は非常に危惧しているのです。あの精神はどこ行ったのかという思いですと、市民の責任ももちろんあるのですけれども、そういう意味では、条例化することが目的では決してないはずなので、そのつくる過程で本当に市にいるならば、もっとどういう過程でつくっていくのか。市民をどう巻き込むか。もちろん執行部をどう巻き込むかとかもいるのかなと。先ほど意見が出ましたように、やはり平和というものも、いわゆる核廃絶とか戦争のない社会も当然なのですが、市民にとっては市民の平和な暮らしという視点ももっと思うので、そういう意味であれば、最初言いましたように、非常に厳しい庄原市の地域の実態からして、どういう平和を庄原市で目指していくのかみたいなことを、市民の中でもっと議論させてもらいたいという思いもあって、いきなり条例化するだけでいいのかなという気持ちは持っています。

○赤木忠徳委員長　当然、条例をつくって終わりという思いではございません。これをきっかけにして、平和を目指すという、平和は活動しないと平和にならないと我々わかっておりますので、そこも含めて今後とも市民とともに活動しようと。

○山内文雄参考人　そこが多少意見が違う。私は過程を大事にしたい。まちづくり基本条例のときの反省も踏まえて言いますと、やはり条例化は、もっとやはり手順が要るのかなと。あれもほとんど市民には浸透してない条例なので、そういう反省も踏まえて、こういう思いを持っています。

○赤木忠徳委員長　貴重な御意見ありがとうございます。松浦さん、先ほど具体的なものも持っておられるようなので。

○松浦久夫参考人　今、お聞きした中で、やはり今、現状として我々がなすべきことは何かということ

を考えるときに、今子供たちは、戦争というのは国と国との喧嘩なのだという軽い意識の中で、戦争の悲惨さとか後々影響することがこうなのだよということを話す段階で、非常にこの平和条例は大事なもの、きっかけとなるものだと思います。今発言ありましたけれども、その1つの大きな屋台骨というものをつくった後で、肉づけもされていってもいいと思うのです。それが住民たちのいわゆる懇談であり、いろんな情報交換であり、そういう部分から肉付けしていくべきではないかと思えます。そのためのもちろん議論もいりますけれども、そういう中で、この平和条例というものは先進的な取り組みだと思いますし、ぜひやっていって内外に知らしめながら、核としていくべきだと思いますし、ただ私が今子供たちとか、それから県外の人々に、広島県の人間だから平和とか原爆に関して少し話をしてみたと言われた時に、果たしてできるだろうか。正直、正確にいろいろ話は聞きながら、そのものをうのみにしながら話をするのですけれども、それっているような記録とか体験談を中心に話ができるだろうかといった部分に非常に弱い部分があります。そういう意味で基本条例を中心として、いろんな情報も公開しながら肉付けしながら、理念条例で終わらずに進歩的な考えで議論していくべきだと常々に思っています。とにかく火付けの段階ではなく、自助、共助、公助なら公助の段階で、進めていったらと常々思っております。

○赤木忠徳委員長 遺族会ということで、家族が亡くなられて、その後、苦労されたという実体験がございます。そういうことも含めて子供たちが今の子供たちが、親が戦争で亡くなっていないどのように苦労したかということもわからないのです。そういうことも含めながら自分の体験を含めて、平和条例制定についての思いを述べていただけますか。

○井澤聖昭参考人 トップバッターで長々と申し上げたのですが、恐らくきょう御出席の方、委員もですが、代表の関係の方で、僕より先輩の土井会長、住田老人クラブの会長さんも僕より先輩なので、戦争を体験していらっしゃるのですが、今委員長御指摘されましたように、それから社協の会長さんからも御指摘ありましたように、平和条例の制定は、このタイトルについては何も言わないのですが、今委員長が申されましたように、条例に至るまでの戦争体験を述べる機会もだんだんと薄らいでくる中で、大変に耳ざわりなことを申し上げるのですが、先ほど井上自治振興区会長さんからの発言の中でも庄原市民を挙げて、特に自治会の活動で、市民の生活、また女性会の佐藤さんのお話も聞いたりしながら、僕が今感じていることは実は庄原市はおかげ様で、冒頭申し上げましたように、当時の市長からそういうふうにしていただいて25年経つのですが、広島県内で市の主催の追悼式並びに平和祈念式典、こういうタイトルは他のところにはないのですが、庄原市の式典に児童生徒の皆さんが100数名参列されるということは、他の市にないのです。ということは私は冒頭申し上げましたように、やはり戦争を知らない世代にいかにか戦争の悲惨さ、原爆の悲惨さもですが、なぜ戦争が起きたかという歴史と戦争の悲惨さを市民の皆さんに知っていただいて、こういう条例なんかの制定についても市民1人一人が過去の戦争の歴史をしっかり認識して、そのことを若い世代の方に伝えていただきたいということで、私60数年間、遺族会のお世話をしながら、情熱燃やして、涙や汗をかいたのですが、実は庄原市山内には原爆慰霊碑があるのですが、山内にはもう1カ所、戦争犠牲者の方が山内護国神社というお宮を建立して、そこに数100名の犠牲者を祭っている。これは神式でお宮の境内の中にあるわけですから、毎年4月に追悼式をしているのですが、実は皆さん、恐らく女性会の会長さんなどは毎年参列していただいているのですが、上野公園に先人が戦友のためにということで、222柱の戦

没者の碑を建立して、そこに平和神社という、実業高校の裏にあったものをこちらへ移転して、庄原の丑寅神社の境内に建立しているのですが、申し上げたいことは、先人がずっと世話してきておられたのが、どんどん亡くなられたために、結果的に毎年4月15日が慰霊祭なのですが、それを維持管理し、継承する団体が次から次に無くなったために、現在、世話をしているのが5、6人なのです。それで山内は社会福祉協議会など山内地区を挙げて、2つの追悼式並びに犠牲者の霊を追悼しておられるのですが、庄原にも、山内やら高にもあるのですが、そういうところは地域を挙げて、その地域から出征された方を追悼して平和の尊さを知って、その地域の市民の方に住民の方に、戦争の悲惨さを伝えようということとされているにもかかわらず、庄原が5、6名の方で運営しているので、実は庄原自治振興区の会合へ、山内会長さんの以前の庄原地区の会長さんをお願いして、ぜひ山内とか高にしていらっしゃるように、地域を挙げて追悼の行事、そして、恒久平和の祈念をするためにということと提案したら、庄原に30数地区の自治会があるらしいのですが、拒否されたのです。それで、私が、先人が数百万のお金を積んだ基金があるので、経済的な負担はかけないから、ただ、年1回の追悼行事にお世話をいただく方を遺族にかわって、市民の代表として、自治振興区でお世話いただけないかと言えば、自治振興区には事業がたくさんあるから、そこまでは手が伸びないということで、会議に行って趣旨を説明させてくれと言っても、そのことをいまだに認めてもらえない。これは庄原市全体ではない庄原地区のことを私が申し上げて、若干耳障りなことがあるかもしれないですが、さっき申し上げましたように、戦没者の妻、御兄弟の方がどんどん亡くなられて、遺児だけになって、実は国からの国家補償の中で弔慰金があるのですが、弔慰金を受け取りながら、もううちは遺族ではないから会費を払わないということと、3年前に国交省から遺族相談員へ出てこいということで県庁へ出て行って、国交省の課長と係長が来られてヒアリングがあった。そのときになぜこういうことをするかは、国で野党から70年過ぎたのだから、もう弔慰金を打ち切れということがあるのだが、そのことに対して遺族相談員の立場として、意見を聞きたいことで100項目ぐらいのヒアリングをしたのです。この条例は、まことにいいことなのですが、そこに行くまでに、市民の一人一人が75年間も平和が維持されて、平和があるから故にいろんな事業もできているわけだから、なぜ戦争をしたらいけないのか。今日の平和があるがゆえに、いろんなことがなされている。平和条例は、事例の2市の資料もいただいて、目を通しておりますが、僕から申し上げたら、やはり戦争の悲惨さを知って、いかに平和が尊いかということと、戦争を起こしたがゆえに原爆も投下されたということで、そういうところを若い世代の方にもっとしっかり理解してもらって、戦争を知らない75歳以下の方にそのあたりを理解してもらって、もう私たちは関係ないのだというような発言を再々遺族会の世話をしている立場から申し上げて、会員募集についても、そういうことを言われることがむなし。平和慣れして、市民の皆さんが平和に対する尊さを忘れられているがゆえにそういうことを言われて、先人が建立されている慰霊碑の維持管理も手伝ってくれ、後継ぎをしてくれと言っても、私たちは関係ないのだ。それは遺族会でしてというようなことを庄原市の自治会の中から会合へも私は出席させてもらえないとい経緯があるものですから、本当に私はこの条例は大切だが、そこへ行くまでの原点をもう一度、市民の皆さんが御理解いただいた上で、こういう制定を進めていただいたらいいかなものかなと思っております。よろしくをお願いします。

○赤木忠徳委員長 遺族会の戦没追悼式と平和記念式典がなされているのは政教分離の関係で、市が対

応するようにできたということが、現在につながっているわけですが、いろいろなところというのは、やはり、また政教分離の形で、宗教的なものが入り込むことに対しては、なかなか政治が対応できないというところがございます。そういう中で、我孫子市等なんかは平和公園というものをつくって、広島市からともしびを持ち帰り、ずっと灯したり、鐘をついたり、いろいろ活動されています。各地、そういう形のものを残して今日まで遺族原爆経験のされた方が中心になって活動されていたというところもございまして、我々もきょう初めて聞くこともございまして、やはりまだまだ調べないといけないところもあるなという思いがしています。被害者の会の土井会長さん、今までの活動に関して、我々、敬意を示すわけですが、今、行っておられるのは、政教分離ということを離れて、皆さんの気持ちを1つにしてされているのですか。その点何かございますか。

○土井昭二会長　戦争があったということは、知らない人が多くなってきて、でも、日本のために死んでいったということで、みんな慰霊碑へ毎年参っておられるということはずっと続けて行きたいと思っている。みんなも喜んで来てくださいます。みんなが集まってお話をしていると思います。とにかくしないと。来られないからしないと書いていたのではできません。始めは人数が少なかったのですが、今はたくさん来てくださいます。だから続けなければ、いいことにならない。

○赤木忠徳委員長　堀井さん、教育と政治団体の活動についての理解がなかなか難しいところがございます。それにしても子供たちにこういう歴史があったということを知っていただく方向性は、我々として努力していかなくてはいけないと思うのですけれども、具体的にどういう活動をしていけばとお考えでしょうか。

○堀井慎一郎参考人　労働運動という側面を持った団体でありますので、当然、学校にも教職員さんの労働組合はございます。そちらとは連携させていただいて、平和の火リレーであったり、草の根平行進だったり、参加を求めていくということはしております。ただ先ほど来ありますように教育と労働組合の運動というところで、過去は、その辺がもっと緩やかな考えの中で、子供を連れて学校の先生がリレーを走られたり、私も中学校のときだったと思いますが、三次から広島まで2泊3日の平行進に参加を学校の先生と一緒にしたという記憶がございますが、その当時の教育現場での平和運動への関わり方というものと、現在のそういった考えが変わってきているという結果であろうと思っています。なかなか学校の先生に参加してもらえますかということをお願いをしても、やはり、最近難しいということで、御参加いただけないという状況を多くなってきておりますけれども、私たちも労働組合がやっているということを主張したいということではございません。あくまでも声かけの団体として、組合、労働運動の組合がやっているという意識でありますので、市民の方に御参加をしていただくということは全くもって、そのあたりに問題があるとは思っていません。そういった中で組合として市民の方に何を求められているのか。やはりそういったところの今後の運動の中ではしっかりと地域の方の声であったり、市民の方の声をお伺いして、組合としての運動というものもやはり見つめ直していかなくてはいけないんだろうなと思っていますけれども、そのあたり、逆に組合としても、今後、どうやっていけばいいのかなと思っています部分でございますので、きょう御参加していらっしゃる方からもいろいろな御意見を伺いながら、進めていければと思っています。

○松浦久夫参考人　いろいろ話を聞かせていただいておりますが、平和条例策定に関して、何でこれが必要なのかということが基本だと思う。例えば、戦争したらいけないからつくるのだと言えば、では何

で戦争したらいけないのかという部分に織り込んでいく。やはり学校教育に限らず教育機関というのは大変大事になると思うのです。しつけの段階で平和教育ができるかと言えば、これも限度があると思うので、この学校教育というのは大変大事になりますし、とにかく何でこの平和条例というものが要るのかという大目的を基本に学校教育に取り込んでいただいて、子供たちは、何のために集団で平和行進をするのかとか、そういう部分の中に説得する材料にする、材料と言え失礼ですが、基本中の基本だと思うので、そこの大目的というものをしっかりと押さえて、教育機関で指導していただきたいと思う。

○赤木忠徳委員長 教育の問題に関して条例に入れ込むということはなかなか難しいと思いますけれども、基本的には、他市がやっている平和大使という形で、そういう式典に代表者が参加できればいいなと個人的には思っていますので、そこらあたりもまた突き詰めていきたいと思います。老人クラブの住田会長さん、長年、教育長も経験されました。そういうことも含めて、今、平和条例に関すること、我々が前文に入れさせてもらいたいぐらいのことを言っていたいただきましたが、その教育に関しての思いも何かございますか。

○住田鉄也参考人 いろいろ中立性がある、きちんとしたことにならないといけませんけれども、子供を創造性豊かなものにはぐくんでいくかということの中で、私は教育長時代に、各学校区内にはぐくみ会というものを全部をつくらせてもらったのです。そのはぐくみ会とは、学校をしっかりとはぐくみ、子供たちをしっかりと抱き締めていこう。その中でそれぞれの地域にあって、語りべではございませんが、戦争時の非常に苦しかったこと、そして人間が否定される戦争という悲惨な歴史があるのだということを地域のはぐくみ会でいろいろと子供たちに話をして帰る。それは直接、教育の営みの中で先生がいうのではなくて、いわゆる高齢者、年寄りの方とか若い人は若い人なりの声を出しながら、子供たちに聞かせる。そのことは子供たちの作文を見ても、感想文見ても、非常に感動して聞いているわけです。そういうように総合学習時間を使ったりして、そのような悲惨な歴史をきちんと伝えていく。次代を担う子供たちにしっかりとそれをはぐくんでいこうということを取り組んだことがございます。非常に子供たちも感動して、心に残る1つの大きな創造性を高めてくれたのではないかと思います。そういうように教育のところでは、どのように創造性をそのことについて高めていくかということが教育だけではなく、全体の市民の皆さんとともにというところで育んでやっていかないといけないという思いがありました。つまり今の平和推進条例は、西東京市の例がありましたが、いわゆる、庄原市の場合はまちづくり基本条例がきちんと存在している。それと相まって、平和にはこういう平和行動を市民が起こしていく。個人の役割、市民の役割を果たしていくには、こういうことがある当たり前のことを当たり前で、地方自治体と言え、条例は憲法的ですから、自分が果たしていかないといけない自己の役割、そして、みんなでもとにやっていかないといけない役割というものを、当たり前のことを当たり前に果たしていかないといけない。この西東京市が言うように、そこにきちんと表示していくという意味で、大きなマスタープランというか基本構想があって、そこにまちづくり基本条例もあって、共にそれではこういうことでやろうではないかというところで、大きくある以上、教育も、いわゆるそういった意味でそのことにどう柱を生かしていこうかというところで推進できるのではないかと思います。そういう思いでございますので、悲惨な歴史をどのようにして、その教訓を風化させずに、次代を担う子供たちなり、若い人へ伝えていくか。これ

が一番課題でございますから、やはり、まちづくり基本条例あり、平和条例ありというところで、きちんとした柱の中ではまたよりその役割を果たしていく思いが、お互いに市民にきちんと示されるのではないかと思います。

○赤木忠徳委員長 井上会長、多くの課題を自治振興区は持っておられますので、井澤会長から話がありました。それを完全否定という形でされたわけではないと思います。やはり多くの仕事の課題の中で、優先性を先に今、持っておられる課題をされたのだらうと思いますけれども、いずれにしても各自自治振興区が持っている課題は大きく、我々も理解しているところでございますけれども、平和条例に対しての何か思いをもう1つ、乗り越えていっていただけますか。

○井上清憲参考人 私はこの制定に向けて、皆さんから制定までのプロセスが大事だという意見がありましたけれども、私はこの制定をして、そして条文の中へ向けて、しっかりとどういうふうな動きをすればいいのか、取り組みの具体的なものが見えるような条文をつくっていただければいいのではないかなど。だから条文を制定してから、条例に向けての啓発をしていく仕組みも1つの方法論ではないかなどは思います。それで、それぞれこれからのいろんな課題も出てきておりますが、私はやはり少子化がこういった平和を希求していく仕組みづくりの中に向けて、大きな弊害になっていると思うのです。子供たちが地域にいなくなる、伝える対象になる子供がいなくなっている。ましてや、少子化の中で学校の統廃合。そうすると、地域と学校との距離が広がってきて、なかなかその教育活動へ向けて、住民の参加を得る機会がなくなっている。そういったことが大きな原因かなどは思います。私は高野町の出身なのですが、高野の役場の職員であったわけなのですが、その時から高野は高暮ダムがあります。そこで、地元の人を中心にしながら、人権平和という取り組みをずっとされてきて、近年、これがなくなってきたというの、子供たちが、若い人はそれをつないでいく。そういう構図がなくなってきた上に、地元でこういった取り組みをしてきたことが廃れてきた、薄れてきていると思う。よって、やはり地域へ向けてそういった平和、これまで先代が取り組んでこられた体験等を語り継ぐ機会があっても、伝える対象者が少なくなる。その辺りをどういうふうにするか、この条文の中でとらえて、動きを醸し出していく。こういったものを準備していただければ、それなりに取り組みの展開に新たなものが生まれてくるのではないかと思いますので、ぜひそういった部分を検討していただければと思います。

○赤木忠徳委員長 市の役割、市の責務というところまでを入れ込んだ条例のほうがいいのかという思いですね。

○松浦久夫参考人 そうです。だから条例が制定できたというだけではまったく意味をなさないと思う。それができたものをどう生かしていくか。そこの中に向けては、どういう具体的な動きや活動ができるのか。その辺りを明文化する。行政は行政として、政教分離のこともあつたりするので、行政は難しい部分がありますけれども、そこで民意がどういうふうな動きをするのか。それに向けて行政はまた動きを促していく。そういった全てのものがトータルに条例が生かされるようなものにしていただければと思います。

○赤木忠徳委員長 佐藤さん。2分の1は女性なのです。最近女性の発言、女性の行動が社会を動かすというような状況になってきています。女性の発言は大切にされるべきだし、そのようになってきております。その点も含めて、この条例に対してどうしてもこういうものは必要ですというものがもし

ございましたら、お願いします。

○佐藤浩子参考人　　私は庄原市女性会の会長でもあるのですが、広島県の会長でもあります。事務所が平和公園のすぐ近くの折鶴タワー10階にあるものですから、事務所に行くたびにきれいな緑いっぱいの美しい公園と目を変えると広島城とか本当に美しい街なのです。たくさんのお客様が来られるし、今はこんなに美しいのですけれども、戦争の後には本当に悲惨なことになっていたのですというお話もさせてもらったり、美しい川に人が流れたりそんなこともあったのですと話したら、よその県とは私たちが感じているのとは温度差があるのですが、その話ができるような原爆ドームがあったり資料館があったりするわけです。振り返って庄原のことを思うと、庄原はそういうふうな焼け野原になったりとかいうことはない美しい町のままですけれども、市民の方の中にも、私の同級生でも戦争でお父さんが亡くなられたりとかという方もたくさんいらっしゃいます。広島はそういうふうな物的なシンボリックなものがたくさん残っているわけなのです。ですけれども庄原には、人の心の中にしかないわけなのです。私は、この話を聞いたときにこれはぜひともないといけません。条例があって、それが私たちの行動の牽引になると思ったわけです。人の心の中だけにある庄原市においては、ぜひともつくってほしい。それをお話することができる人たちがみんな高齢化になって、語り継いでいくことも難しくなっているし、先ほどお話もあつたように受けるほうも少なくなっているのですけれども、そこを乗り越えて、どうしてもこれは話して、語り継いでいかなければいけないことだと思うわけです。広島市のようにものがあるところと違って、庄原ぜひともこの条例をつくって、中身をしっかり精査しながら平和のことを進めていきたいと思えます。今の子供たちでもゲームなどですぐ人が死んだりするではないですか。そんなものも私はとても悲しいと思うのですけれども、愛する人が亡くなるという、その気持ちを伝えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長　　今佐藤会長がお話されたシンボリックなものは、先ほど井沢会長もお話しされましたが、慰霊的な平和公園的なものが欲しいという思いですね。

○佐藤浩子参考人　　平和公園的なものでなくても、この条例ができれば、そこから何かできるのではないかなと。

○赤木忠徳委員長　　皆さんから御意見いただきました。是非ともこれはもう少し言うておきたいということがございましたら、指名をいたしませんので、挙手をしていただいて、時間内いっぱい使いたいと思えます。一応12時までという設定をさせていただいておりますが、よろしく願いしたいと思えます。

○山内文雄参考人　　皆さんも御承知のように、平和行政は、庄原市もメインは執行部がやるわけですし、そういう意味では先ほどから話が出ているように、作成の手法として、本当に執行部がこういう条例をつくって、これからの平和行政をしていきたいということも市民は当然ですけれども、持っているのかなと。こういう条例化することによって、平和行政をこういうふうにならしていくのだという流れをつくらないと、条例化したものの、という状況になってしまう懸念はある。議員提出議案でされる予定なのでしょうけれども、条例化するのはできますけれども、そこから後の流れがどうなるのかというところは、ぜひ市民とともに執行部も巻き込んでいただきたいという気はいたします。それともう1点だけ、ストレートに平和条例をからまないかもしれませんが、平和の定義として、狭義に言えば、核廃絶とか戦争のない状態という、そういう平和もあるのでしょうかけれども、やはり市民に

とってはもっと広げた平和な暮らしとか、目の前の市民の安全で幸せな暮らしという視点がもつとな
いと、もっと地域市民に根づいた条例にならないのかなという気がしますので、例えば、祖国愛とか
郷土愛とか家族愛とか、そういうことも踏まえて、まちづくりにつなげるような平和行政をしないと、
なかなか市民に共感してもらえないというのは難しいのかなと。それと最後に先ほど来出ているように、
何ととっても庄原市の一番の課題は人口減少ですから、引き継ぐと言いながらも子供がどんどん減っ
ていると。昨年1年間165人しか生まれてないので、合併時に比べれば半分しか生まれてないのです。
そういう状況を置いといてというのはどうしても気になるので、庄原市の最重要課題である人口問題
をセットにしながら、議会としても、こういうふうな課題に取り組んでいただきたい。それもあわせ
てお願いしたいと思います。

○赤木忠徳委員長　　議会として、庄原市の一番の課題の人口減少について、全く触れてないわけではな
いのです。ただ、この平和条例については被爆70周年のときに、我々、いろんなところへ行ったとき
に、もう、証言者がいなくなるよと、本当に切なる意見をお聞きしまして、我々、庄原市民として、
広島県に住んでいるものとして、議会として何かしなくてはいけないという思いからなのです。

○山内文雄参考人　　それを否定しているわけではないのです。要は、県内で初めてという状況でもある
し、けして条例化が全てではない。条例化してないところはやっていないのかという問題ではない。
そこは被爆都市である広島市を中心に県全体のうねりをつくられるのは賛成ですけれども、ただ、庄
原が条例化したから終わりということでは決してないと理解していますので、皆さんの動きを否定し
ているわけでは決してございません。

○住田鉄也参考人　　本来平和条例というのは平和という熟語は即、地域づくりへ関連すると思います。
いわゆる自治振興区へ井上連合会長がおられるわけでありますが、自治振興区そのものがよりよい地
域の実現を目指して、みんなで意見を出し合って、ともに考え、ともに実践していくと。そこの中
には何かというと、本当に安心して住める地域、安心安全な地域、そして元気な地域、そして誰もが支
え合っていける地域。そういう地域づくりの中で、やはり平和、過去の悲惨なことを繰り返してはい
けないという教訓をお互い学び、そこの中から、本当に人間として支え合っていく豊かな人間性が培
われる、これが大きな地域づくりの原点なのです。平和推進条例というものを発議される段階におい
ては、そういったものが柱になれるような、また、そういう条例を愛して抱き締めていけるような、
1つのマスタープランはきちんと確立しないといけないのではないかと思いますので、そういう意味
合いで条例の活用のところを施行してもらえればと思います。本来そういった営みをしながら、平和条
例ができた。まちづくりもそうですが、本当にそういうものを新しく生み出し、また新たな創造して
自分たちの地域は自分たちで守り、自分たちでつくるところを聞いて、誰もが安心できる地域
づくりをするための、安心して住める地域をお互い努力しようというところのマッチングになるわけ
です。どうぞひとつそういった意味で、ただ箇条的にこうだということではなく、そういったつなが
りがしっかり持てるような条例が制定されるのが一番いいなと思います。

○佐藤浩子参考人　　発言の中で私の言葉足らずで、少し誤解があったのですけれども、広島市は戦争の
遺構があるので、戦争の悲惨さというものを日常感じるができるという意味で言ったわけで、庄
原はそういうふうなものがないのがいけないとかいう話ではなかったのです。だから、この条例でそ
ういう戦争の悲惨さを日常的に感じられるかどうかかわからないのだけれども、いろんな活動を進めて

いくことができるのではないかという意味で言ったわけです。公園をつくってくださいとかそういう意味ではないです。

○赤木忠徳委員長　いろいろ今、花の関係で活躍されていますけれども、そういうものが平和につながるような形になればいいなと個人的には思っています。原爆の被爆だけではなく、庄原市にはその当地、多くの子供たちが広島から疎開してきています。西城でお寺のほうにちょうど原爆の落ちたところの先生が小さいときに西城にいたから助かったのだと話を聞いたことがございまして、非常に多くの方が疎開をされていましたが、子供たちが、そういう形のことも含めて、まだまだ庄原市として調査をしないでいけないところは、現在、我々もやっていますけれども、本当に多くあります。これを次の世代に継承していかなくてはいけない役割もあろうと思いますので、そこらあたりもやはり条例をつくることは、予算を伴うことになります。ですから、そういう根拠の問題、先ほど山田委員が言われましたような根拠になる条例がないと、なかなか今後は難しくなるということも含めて、我々も目指しているところがございます。きょうは非常に皆さんの御意見いただいて、まだまだ認識不足のところもございまして、井澤会長、思いがあろうかと思いますが。

○井澤聖昭参考人　あえて発言させていただきたいのは、今回案内をいただいたときに、どういう構成で平和条例のことを議会で提案していらっしゃるのかなと思って、出席させてもらったら、総務委員会ということで再認識したのですが、ぜひ、きょう皆さんがいろんな貴重な意見をお話しされたり、戦争を知らない世代の方が庄原市民の中でも大半ですけれども、山内にもあぁいった悲惨な地域で、長年、土井会長たちが維持管理していらっしゃる慰霊碑などもあるわけなのですが、ぜひお願いなのですが、今皆さんからいろいろ言われたように、ただ平和条例という条例をつくるだけではなく、これは総務委員会がリーダーシップをとられるわけでしょうけれども、議会全体の総意、そして、庄原市を挙げて佐藤会長がお話しされたように、シンボリックなものが庄原にないのだけでも、例えば、他市の参考条例を見た中で、例えば、西東京などの平和の日とか、そういうあれを決めて庄原でそういう内容はまた、いろんな角度から、いろんな団体、市民の方の御意見をいただいて、何かそういう1つの年間通して、そういうの日の制定の中にそういうものを加えていただいたら、市民を挙げて平和に対する意識の低下認識、それと、戦争の悲惨さとか、恒久平和を維持していかないとはいけないとかいう思いを若いも若きも理解できるような条例が一番大事なことではないか。それが庄原市の市民生活、庄原市の市民の安泰につながるのではないかと、つくづく皆さんの意見を聞きながら、ただ、原爆の問題だけにこだわらず、そういったことを市民挙げて理解できるように親しみやすいような制定条例をぜひ総務委員会だけにとどめずに市民を挙げての教育現場にもうまく議会に協力いただけるような方向にこれから御検討いただいて、そういうことで進めていただくのが大事なのではないかと、大変生意気な表現でありますけれども、そういう思いであります。

○赤木忠徳委員長　各議員、各会派に属しています。その各派の代表で総務委員になられているので、我々が話ししていることは全ての議員に伝わっております。ですから、議員の総意という思いもございまして。それからもう1つは、市長に対してもこういう平和条例を市がつくっていくほうがいいのではないかと、お話をした中で、市民の代表である議会で作られるのなら、それはそれでいいだろうということでございました。だから、同じように広島市も議員提案で今回出されます。議会提案でありながら、きょうの公聴会のような形になぜしたかと言えば、やはり、市民と一緒に作り

たいという思いです。ですから、そのことも含めて、先ほどから示唆されております。作るだけではだめと。今後の行動が大切ということも含めて、やはり、我々、使命として頑張っていけないといけないところがございます。もう一言何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 副委員長、御礼の言葉を。

○竹内光義副委員長 きょうは早朝からありがとうございました。それぞれの代表の皆さん、井澤会長の言葉も本当にありがとうございました。慰霊祭のときに追悼の言葉を私もたくさん聞きました。本当に涙が出る思いで。今後とも活躍していただきたい。そして山内の土井会長、本当に早朝からありがとうございました。まだまだ話は聞きたい。現場が抱えている地域でございます。また御示唆いただければと思います。そして山内会長、本当にありがとうございます。これに限らず、いろんな課題を持っておられる協議会。包括ケアも大変でございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。そして松浦会長、ありがとうございました。そして老人会の住田課長もいろんな課題を抱えながら、大きな所帯でございます。引き続いて、また、いろんな御示唆しながら、頑張っていきたい。そして、女性会、佐藤会長も本当にいろんな角度から、花も含めて、今聞きますと、県の会長という大役も持たれているということで、今後とも頑張っていきたい。そして、井上会長も連合会ということで、以前、井上さんに話を聞いたときは、学校の再配置で、いろいろ苦勞をされたこと、まだまだ庄原市も課題があります。ここも含めて一緒に議論していきたい。そして、組合の堀井会長、ありがとうございました。職員もいろいろ大変な立場で、市民のための行政、職務頑張っておられますが、今後とも引き続いて、市民のための行政ということで頑張っていきたい。きょうのまとめではないですが、いろいろ御礼を言いましたが、多分、私が冒頭言ったのは、山内会長もそうですし、まちづくり基本条例とマッチングして平和条例。ただできたらいいという問題ではないという御指摘も受けました。多分それが市民の啓発にどんどんいくような条例になればいいかと思ひます。うちの山田委員も言いましたように、とりあえず、我々は、こうして心をひとつにして、条例をつくって、基金も含めて、行政に物申すという1つのスタンスでございます。そこらを含めて、きょうの話を聞きながら、我々も心をひとつにしてこの平和条例ということで頑張っていきますので、今後ともよろしく御指導いただきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

○赤木忠徳委員長 最後に議長が来ておりますので、議長のほうから何かございましたら、一言。

○宇江田豊彦議長 一傍聴者として参加させていただきました。きょう皆さんに御苦勞をかけて、さまざまな御意見をいただきました。本当に貴重な御意見をいただいたと認識をしております。平和条例に関して言いますと、いろんな発露があります。平和条例が今、先進的につくられている町では、例えばアメリカの核を搭載した空母が入ってきた。その周辺で平和条例ができたということが、1つはある。それからもう1つは、沖縄のようにそこで地上戦が行われて、多くの犠牲者を出された地域。その中で、その事実を伝えていこうということで、条例ができたところ。それから、共通しているのは、基金を積み立てて、市民運動を支援していこうというところ。もう1つは非核平和都市宣言をしたものを、より具体化するために条例がないのはいかなものかということで、市民運動が盛り上がって、条例化された。ですから、この流れの中で、多くの町が条例をつくる。庄原ではそういうものができていないということです。皆さん御存じかどうか知りませんが、非核都市宣言というの

は、広島市の隣に府中町という小さな町がある。府中町が起源。1982年に時の町長が提案をして、議会で採択された。この流れが全国的に広がって、多くの地方公共団体でこれが都市戦略として、宣言化をされたという流れになるのです。ですから、本当に小さな府中町が起爆剤になって、その取り組みが全国へ広がったということなのです。実はその町長も庄原出身の町長で、そういう歴史的な因果も感じるわけですが、そういうことを庄原で火をつけさせていただいて、全国の市町へも影響を与え、そして、また庄原へもフィードバックしていこう。お互いにそういう刺激を与えながら、世界的な平和を取り進む機運をさらに高めていく。そして、一人一人の人権が保障される世の中を確立するために、基礎は平和ですから、それを確立をするための取り組みを議会として行っていきたいということで、委員長が申し上げましたけれども、この間、取り組みを進めてまいりました。もう少し配慮するならば、皆さんとの意見交換を十分した形で、条例化を目指すべきだと思いますが、不十分な形ですが、なかなかこの機を逃すと条例化することがまた難しくなってしまうということもあるので、委員会でやっていますから、委員会として行きつけるかどうか。選挙を来年控えて、来年の選挙の後に、大きくメンバーが変わってしまったら、この条例の取り組みがゼロになってしまいますので、そのうちに形としてやっていきたい。今後の取り組みの方向性というものをきちんと位置づけをした中で今、進めていくということでやっています。皆さんにいただいた貴重な意見をもとにして、条例議案を仕上げていきたいと委員長も申しおりましたので、そのように進めていきたい。本日は大変御苦労さまです。ありがとうございます。

○赤木忠徳委員長 ありがとうございました。貴重な意見を前文に入れ込めなければいけないというところも示唆していただきましたので、それを取りまとめて、来週いっぱいぐらいでそれを取りまとめたいと思います。それについて、議会が始まる前にある程度の例文化をしまして、それを議長に見ていただいて、それを今度は市長部局にこういう形で出しますということを示して、それから帰ってきて正式な提案ということになるかと思いますが、きょうの中で1つ提案があったことが議会の責務もありますし、市の責務もありますし、市民の責務もあります。そこまで入り込めるかどうか。当初は理念条例という思いもあって物事を進めてきたのですが、どうでしょう。

○岡村信吉委員 理念条例の域を出たら、全部制定することは、時間ない。きょう、かなり細かい話が出たが、そこからいちいち取り上げて、何十字の中で、項目をまとめるのは無理だと思う。

○山田聖三委員 一度は同じメンバーへ返したしたほうがいいのではないかと思うのです。

○福山権二委員 きょうは正式に会議を開いて、正式に意見をもらったので、参考人招致をして、そこで議論をして、それも踏まえて十分検討するという何回も委員長も言ったので、そのことは無視できない。個人的な感想でいうと、ここまで意見が出ると思わなかった。ここまで意見が出て、平和条例をつくるときに、それは出てきた人もそうだけれども、日常的にさまざまなことを責任持ってやっている団体がいいことなのだけれども、それはもうまちづくり条例と連携して、きちんと広範囲にカバーする、これからの大きな金字塔みたいなものをつくれみたいな意見もあったでしょう。聞いてびっくりしたわけです。これを時間もないのだからそんなものはできないということも確かにそうですよ。ここまでやったことをもう1回委員でどういうふうにするか、どう消化するかということを検討して考えてやらないと少しかなわずにできたら困るので、その整合性をどう図るかを議論してみたい。

○赤木忠徳委員長 最終的には、12月の21日が最終日です。ということは、18日までに最終的な原案

が出せればいいわけですから、12月議会が始まってからでも、市長に対してこういう形で出してそれをフィードバックして訂正をしていくという作業はかかるかもわかりませんが、私の考え方は11月いっぱい物事を例文化していくという形を12月いっぱい延ばすという形でやってもいいですか。12月の最終的には18日に提案をするのですから。

○田部道男委員　　あんまり12月議会にこだわらなくても、しようということできょうの公聴会を開いた以上は、広島ではないが3月でも、選挙はあるなしにかかわらず、3月まで伸ばしてきちんときょうのことが出されるようなものではなければ、意見もできます。

○岡村信吉委員　　時間がないからやろうと言ったのではない。理念条例をやるとしたら、細かい条項を10も20もつくって、項目を全部細かくひっつけるというのは理念条例にはならないという意味で言ったので、時間の問題ではない。

○赤木忠徳委員長　　私が一番大切にしたいのは、前文です。ですから、前文を皆さんの御意見を取りまとめたものに入れ込みたいという私の思いです。あとの分については、市の責務というところまで入り込むと、執行権の問題にもかかわってくるから、そうするのなら12月議会には間に合いません。間違いなく。ただ、その問題に入り込んだような形のものをつくるべきかどうかというのは、まだ、皆さんの御意見を聞かないと、最終的なまとめにならないと思う。とりあえず、事務局、忙しいと思いますが、きょうの意見を1週間くらいで文章表現できますか。

○谷川祐貴議会事務局主事　　できます。

○赤木忠徳委員長　　一応、第2週は、それを完成していただいて、15日の週、第3週で、皆さん集まっていたら、その文書を見てから、ある程度、取りまとめをしていくという作業。とりあえずの作業そこで一応目標を持ってやらせてもらってもいいですか。18日の全協終了後に休憩を挟んで、総務委員会しますので、13日までに文章化をしておいて、私へいただければ、たたき台のたたき台ぐらいをつくれますから。そのようにさせていただきます。以上をもちまして、本日の総務常任委員会を終了いたします。

午後0時8分　　閉　　会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長 赤木忠徳